

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷五十第

行號日一月七年一十正大

## 論叢

支那の古典に見はれたる社會政策

法學博士 田島 錦治

租稅負擔の一般と租稅の民衆化

法學博士 神戶 正雄

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ての主意的二元論的思想

法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

## 時論

政費節減論

法學博士 小川 郷太郎

## 說苑

功利主義と生産政策

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

勞農露西亞の社會保險

經濟學士 岡崎 文規

英國と勞農露西亞

經濟學士 小川 福太郎

經濟學會公開講演會記事

# 經濟論叢

第十五卷 第一號 (通卷第六十五號)

大正十一年七月發行

論叢

## 支那の古典に現はれたる社會政策 (一)

田島錦治

目次

- 一、緒論
  - 二、均平の政の語原及び意義
  - 三、禹貢、周易、大學、論語等の引證
  - 四、周禮に見はれたる社會政策
  - 五、管子の富の分配に關する説
  - 六、管子の社會政策の綱目
  - 七、管子の本業末作の説及び穀物の貯蓄及び穀價調節の策
  - 八、春秋左氏傳に見はれたる社會政策
  - 九、結論
- 本號掲載
- 次號掲載

論叢 支那の古典に現はれたる社會政策(一)

第十五卷(第一號)

一

現時文明諸國の重要な政策の一として思考せられ、學者の筆に熱心宣傳せられ、政治家の腕に銳意施行せらるる所の社會政策は、縱令其名稱は第十九世紀の後半以後より起れるものの如きも、其實體は夙に古代に於て存在したり。社會問題といへば、世人は晩近歐米に新に發生して、更に東洋にも傳播したるもの、如く思考し、而して之に對する社會政策は、同して現代特有の新事業の如く想像する者多し。是れ謬れるの甚きものなり。

夫れ社會問題とは何ぞや。最も簡約に其要を提するときは、社會問題とは社會民衆間に於ける富の分配の平衡を失するより生ずる問題を謂ふ。社會政策は國家が社會問題を解決するに就て執る可き各種の政策を謂ふ。國家に隸屬する所の地方團體は、亦同様なる政策を施行す。故に社會政策を大別するときは、國家社會政策と地方團體社會政策との二となる。

固より社會の状態は常に變遷し、國家及び地方團體の組織は古今東西其軌を一にせず。従て古代又は東洋の社會問題又は社會政策と、現時又は西洋の社會問題又は社會政策とは、大に其形態性質を異にするものあるへし。然れども前掲定義の示す如き要點 (essential points) に至りては、古今を通し、東西に亘りて一致するものあり。是れ余が本論を草したる所以なり。

題して、支那の古典に現はれたる社會政策といふ。而して余の引用する所は、少許の經傳子史に過ぎず。是れ一は余の討究未だ遍ねからざるに因り、一は一端を擧げて餘を類推せむとする微意に外ならず。要は世人の社會問題及び社會政策を以て、現代の文明國民に特有の產物なるかの如く誤想する者甚だ多きにより、彼等をして其然らざるを悟らしめ、今の學說必しも皆斬新ならず、古の政論必しも皆陳腐ならざるを明にせんと欲するのみ。

## 二

支那上古の經典に現はれたる政治の要訣は平なり均なり。故に尙書(即ち書經)堯典に「克明俊德、以親九族、九族既睦、平百姓、百姓昭明、協和萬邦」とあり。大學に「古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、欲修其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知、致其在格物、物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身修、身修而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平」とあり。堯典に所謂俊德を明にするは、大學に謂はゆる明明德なり、九族を親むは家を齊ふるなり、而して百姓を平章にし萬邦を協和するは國を治め天下を平にするなり。

周禮(書名)天官冢宰の條に曰く「乃立天官冢宰、使帥其屬而掌邦治、以佐王均邦國」と。

呂氏の註に曰く「古の宰相を稱する多く平を以て主となす。商(殷なり)に在りては之を阿衡と謂ふ、之を平にするの謂なり、天の君を立て相を命する所以の者天下の不平なる者を均平せんと欲するに過ぎざるのみ。四海の内、貴者は貴く、賤者は賤く、耕者は耕し、織者は織る。士農工商、鰥寡孤獨、事々物々、みな其宜きに適ふ。是れ宰相の天下を均平するの道なり、均の一字是れ宰相の大綱なり」と。

尙書洪範は殷の箕子か周の武王の諮問に答へたるの辭、政治の要綱を述へたるものなるは余の贅言を俟たず。中に曰く「無偏無陂、遵王之義、無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路、無偏無黨、王道蕩々、無黨無偏、王道平々、無反無側、王道正直」と。有韻の雅文を以て治平の達道を説くこと斯の如し、言は簡と雖も其旨や深し。謂はゆる無偏、無陂、無黨、無反、無停は均平の政なり、謂ゆる王の義、王の道なるものは社會政策なり。

管子(齊の管仲の遺書)は曰く「天下不患無財、患無人以分之」と(管子牧民第一經言)。孔子は曰く「有國有家者不患寡、而患不均、不患貧、而患不安、蓋均無貧、和無寡、安無傾」と(論語季子第十六)此二子の言は恰も符節を合する如く、而して其意の在る所は今日の經濟學者が財貨の衡平なる分配を以て其多量なる生産よりも重要なる問題と思考すると異なるなきなり。

茲に注意を要するは、謂ゆる均平の政は啻に財貨の分配に就てのみならず、司法、教育、賦役、

冠、昏、葬、祭の諸政に就ても亦然るものにして、箕子の謂ゆる好を作す有る無れ、惡を作す有る無れとは百般の政務に關し依怙竄負を爲し、又は猥りに己の私心に任せて臣民の或者を憎惡すること莫れといふなり。然り而して百般の政務の中に就て、財貨の分配は最も急要なることは上古賢哲の共に説く所、故に尙書虞書舜典に「咨二十有二牧二曰、食哉惟時、柔レ遠能レ邇」とあり、大禹謨に「禹曰、德惟善政、政在レ養レ民」とあり。殷の阿衡の職に在りたる伊尹は其君太甲に「慎ニ乃儉德」と諫言し(尙書太甲第五)「若ニ升レ高必自ニ下、若ニ陟レ遐必自ニ邇、無レ輕レ民事」と進言したり。而して箕子は八政を挙げ「一曰食、二曰貨、三曰祀、四曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師」と(洪範)。食政貨政を以て八政の首に置く、亦以て其意の在る所を推知するに足るなり。謂ゆる食政は食を足すの政なり、貨政は金銀財寶を足すの政なり。祀は祭祀、司空は殖民、司徒は教育、司寇は司法及び警察、賓は外交、師は軍務なり。殷の古代に於て國政の分掌する所、斯の如く詳悉具備す、亦詎そ社會政策の既に大に觀るべきもの有りしを怪まむや。

次に注意を要するは、財貨分配の均平といふことは、絶對的均分の意に非ずして、關係的均分の義なること是なり。前掲、周禮の呂註に「四海の内、貴者は貴く、賤者は賤く、耕者は耕し、織者は織る、士農工商繆寡孤獨、事々物々、みな其宜きに適ふ、是れ宰相の天下を均平するの道なり」とあるは、是なり。即ち尊卑貴賤長幼の序に應し、士農工商の別に從ひて、財貨の分配を平

衡ならしむるに在るなり。故に孟子は曰く『夫物之不齊、物之情也』と(孟子滕文公篇)。荀子は曰く『分均ければ則ち偏(偏爲と偏)らす。執(勢)齊ければ則ち壹ならず、衆齊ければ則ち使はれず、天有り地有り、而して上下差有り、明王始めて立ちて、而して國を處すること制あり。夫れ兩貴の相事ふる能はざる、兩賤の相使ふ能はざるは、是れ天數なり。執位齊しく、而して欲惡同しく、物濟タヌこと能はされは則ち必ず争ふ、争へは則ち亂る、亂れば則ち窮す。先生其亂を惡むなり、故に禮義を制して、以て之を分つ、貧富貴賤の等有り、以て相兼臨するに足らしむる者は、是れ天下を養ふの本なり。書(呂刑)に曰く維れ齊きは齊きに非すとは此れの謂なり』と(荀子王制篇)。此言に依れば、荀子は貴賤上下の分に應じて財貨を分配すへしとの意見を抱けるは明なり。

## 三

尙書禹貢に依れば、禹は洪水を治めて後、土に任して貢を作る、即ち土地の有る所に任せて其貢賦の差を定めたり。詳言すれば、禹は九州の田地を上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の九等に即ちて各々賦を異にせしめ、又九州の土産に應じて貢物を異にせしめたり。堯舜の上古に於て、既に斯の如き租稅平等主義(equality of taxation)が實行せられたるは、大に驚異とすへき所なり。是れ謂ゆる維れ齊は齊に非すとこの關係的均平主義なり。而して此主義は支

那古典到る處に之を發見するを得へし。謂ゆる時中又は中庸の道は是なり。

周易の益の卦の彖傳に曰く「益、損<sup>ハシ</sup>上益<sup>ト</sup>下、民<sup>ニ</sup>説<sup>ハ</sup>無<sup>ク</sup>疆<sup>ト</sup>と。我國孝德天皇か大化二年即ち西曆六百四十六年に班田法を行ひたまへる其前年の詔に、此易の語を援きたまへるを大日本史は記せり。曰く「詔曰自古以降、歷世天皇、必置<sup>ニ</sup>標代民<sup>ト</sup>、垂<sup>ニ</sup>名於後<sup>ト</sup>、故臣連伴造國造等、亦各置<sup>ニ</sup>私民<sup>ト</sup>、恣情驅使、且割<sup>ニ</sup>國縣山海林野池田<sup>ト</sup>、以爲<sup>ニ</sup>私財<sup>ト</sup>、爭奪無<sup>レ</sup>己、或兼<sup>ニ</sup>并數萬頃<sup>ト</sup>、或無<sup>ニ</sup>立錐地<sup>ト</sup>、及<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>調賦<sup>ト</sup>、亦先<sup>ニ</sup>收斂<sup>ト</sup>、然後分進、修<sup>ニ</sup>治宮殿<sup>ト</sup>、造<sup>ニ</sup>營園陵<sup>ト</sup>、亦各率<sup>ニ</sup>私民<sup>ト</sup>而從<sup>レ</sup>事、易曰損<sup>レ</sup>上益<sup>レ</sup>下、節<sup>ニ</sup>以制<sup>レ</sup>度、不<sup>レ</sup>僞<sup>ニ</sup>財<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>害<sup>レ</sup>民、方今百姓猶<sup>レ</sup>乏、而有<sup>レ</sup>勢者分<sup>ニ</sup>割水陸<sup>ト</sup>、以爲<sup>ニ</sup>私地<sup>ト</sup>、賣<sup>ニ</sup>與百姓<sup>ト</sup>、年索<sup>ニ</sup>其價<sup>ト</sup>、從<sup>レ</sup>今以後、宜<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>禁<sup>ニ</sup>私賣<sup>レ</sup>地<sup>ト</sup>以<sup>ニ</sup>杜<sup>ニ</sup>兼并<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>路<sup>ト</sup>、於是百姓大悅」(大日本史卷九)。是に由りて觀れば、我國大化年代に於て既に土地兼并貧富懸隔の社會問題の存在したる事は明かなり。而して孝德天皇か之に對する社會政策として、第一に前代置く所の御名代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首か有したる部曲田莊を罷め、即ち國土は國有にして、國民は國家に直隸するの大主義を執り、第二に當時支那(唐)の制に倣ひ、戶籍を造り、班田收授の法を制し、國民をして、總て常業あり恒産あらしむることとなしたるは亦我史乘の明記する所なり。然れども我國古代の社會問題及び社會政策は本論文の範圍外なるか故に之を措き、單に支那上古に就て考察するに、堯舜禹以下の時代に行はれたる貢賦の法、殷の助法、周の徹法(即ち井田法)等は百姓の財産及び所得

を均平にし、國家に對する賦役の負擔を平等にする所の社會政策なるは毫も疑を容れず。

而して一般人民の上に立つ所の諸侯卿大夫及び士は其分に應じて采邑秩祿の差等あり、是れ謂ゆる關係的均平主義に適合せしめたるものなり。易に謂ゆる「上を損して下を益す、民の説ふこと疆なし」の教は其旨深く且遠しと雖も、君侯卿士等をして勤儉自ら持して博く衆に施すを勉めしむるの意を含むや明なり、孝徳天皇の詔に之を援きたまへる蓋し亦偶然に非ざるなり。故に大學に曰く「財聚則民散、財散則民聚」と。又曰く「仁者以財發身、不仁者以身發財」と。發は起すなり、仁者は財を散して以て民を得、不仁者は身を亡はして以て貨を殖するを謂ふなり。又同書に「孟獻子曰、畜馬乘不察於雞豚、伐冰之家、不畜牛羊、百乘之家、不聚斂之臣、與<sup>モトヘ</sup>其有聚斂之臣、寧有盜臣」。此謂國不以利爲利、以義爲利也」とあり。朱註に據るに孟獻子は魯の賢大夫、仲孫蔑なり、畜馬乘は初めて大夫と爲りたる者、伐冰之家は卿大夫以上にて喪祭に冰を用ふる者、百乘の家は采地を有する者なり。君子は寧ろ己の財を亡ぶも、而も民の力を傷るに忍びず、故に寧ろ盜臣を有つとも聚斂の臣を畜はすと謂へるなり。支那の賢聖か君侯の民と利を争ふの不可なるを論し、稅斂を薄ふし、民を使ふに時を以てすべきを教ふる一再に止むるなり。

論語に、子路か孔子に「願くは子の志を聞かん」との問に孔子は「老者安之、朋友信之、少者懷之」

之」と答へ、子華が齊に使するとき冉子か其母の爲に粟を與へんことを請ひたるに孔子は「君子周急不繼富」と答ふることを載す。(論語雍也篇)。此孔子の兩辭は實に社會政策の眞諦にして、易の損上益下の意なり。子華は孔子の弟子公西赤の字なり。其家既に富み、且其齊に行くに方り肥馬に乗り、輕裘を衣たり。故に孔子は君子は急迫の事情ある人に對しては、其不足を補ふことを爲せとも、富みて餘り有るものに繼ぎ足すことを爲さすといひて、深く教を垂れたり。又論語に「子貢曰、如有博施於民而能濟衆者、何如、可謂仁乎。子曰、何事於仁、必也聖乎、堯舜其猶病諸」とあり(雍也)。博く民に施して能く衆を濟ふは仁以上の事であり、堯舜と雖も之を難しと爲せりとの意なり。是亦社會政策の極致にして、洪範に謂ふ所の王の道なり王の義なり。

又論語に、子張か如何にせば斯に以て政に従ふ可きやとの問に對して、孔子は五美を尊ひ四惡を屏せければ斯に以て政に従ふべしと答へ、更に五美を擧げて曰く「君子は惠にして費さす、勞して怨みす、欲して貪らす、泰にして驕らす、威にして猛ならず」といひ、次に之を説明して「民の利とする所に因りて之を利す、斯れ亦惠にして費さるにあらすや、勞すへきを擇んで之を勞す又誰をか怨みん云々」といへり。此言たるあらゆる政治を行ふに就ての大原則を示されたるものなれども、社會政策の實行上の要訣とも看るを得へし。蓋し國か例へは富者に割合に重く課税し、中産者に輕課し、貧者には免税して、此收入を以て一般國費に充て、即ち其一部を以て社會

政策の實行の費用に充つるときは、謂ゆる損上益下の主意に合し、周急不繼富の法則に適ひ、且民の利とする所に因りて之を利する所即ち惠而不費の政策に副ふものと謂ふべきなり。又國か農を勸め工を勵まし、交通機關を整備し移民殖民の方法を講し、人民をして常業あり恒産あるを得せしむるは、即ち謂ゆる勞すべきを擇んで之を勞するものに非ずや。

#### 四

支那の古典に現はれたる社會政策の主義要訣原則は上述の如し、今其餘項如何を考査するに、周禮の記する所最も具はれるものと如し。周禮は鄭康成は周公太平を致すの迹と信し、陸鍾は群經の源本と思考し、朱子亦其廣大精密なる聖人に非されは作る能はずと稱す。蓋し其秦より以前の古書たるは疑を容れず。周禮全篇固より多少社會政策に關係あれども、其最も顯著なる條項は、曰く『以九職任萬民、一曰農生九穀』と。三農は蓋し上中下三等農夫をいひ、九穀は黍稷稻粱秫麥苽麻豆をいふ。生は現今の學語の生産 (produce) の義なり。故に王昭禹註に曰く生々不窮其種雖本於天然、不能自生、實賴乎人、故曰三農生九穀と。『二曰園圃毓草木』毓は音育、其性に順ひて之を養ふなり。『三曰虞衡作山澤之材』虞衡は山澤を掌るの官、山澤の民を主とる。『四曰藪牧養蕃鳥獸、五曰百工飭化八材』鄭康成の註に據れば八材を飭化すとは珠を

切し、象を瑳し、玉を琢し、石を磨し、木を刻し、金を鏤し、革を剝し、羽を拆するを謂ふ。『六曰、商賈阜通貨賄』、鄭註に依れば行を商といひ處を買といひ、金玉を貨といひ布帛を賄といふ。余思ふに八材貨賄必しも鄭註の如く限定的に解釋するを要せず、要は凡百の工人は種々の材料を以て器物を作り又は建築し、居買行商は種々の貨物を聚積して之を通商すと解すへきなり。

『七曰、嬪婦化治絲枲』嬪は婦人の美稱なり、婦女か絲を化し之を治めて帛となし、麻を化し之を治めて布と爲すを謂ふ。『八曰臣妾聚斂疏材』臣妾は男女貧賤の稱、王昭禹の註に疏材委人所謂凡疏材也、疏材利之至微者待臣妾而後聚斂とあり。『九曰問民無常職、轉移執事』

此九職萬民に任するの條項は、寧ろ主として國の生産政策に屬すれども、同時に分配政策に屬し、從て社會政策の一部と看做すへきものなり。次に九賦を以て財賄を斂むるの條項及び九貢を以て邦國の用を致すとの條項あり、此等は主として財政々策に關するものなれども、亦社會政策上重大の意義を有す。今繁を避けて、之を省畧し、直ちに純然たる社會政策に屬すへき者を擧ぐれば、荒政并に保息の二條項なりとす。曰く。

『以荒政十有二聚萬民、一曰散利、二曰薄征、三曰緩刑、四曰弛力、五曰舍禁、六曰去幾、七曰看禮、八曰殺哀、九曰蕃樂、十曰多昏、十有一曰索鬼神、十有二曰除盜賊』謂ゆる荒政は凶年に處する政治にして、重要なる社會政策たるは辯を俟たす。若し人君凶年に際し、何等施設す

る所なければ人民は離散すへし、故に荒政十有二を施行して以て人民を聚め、彼等をして離散せしめざるなり。荒政の第一を散利とす。大學に謂ゆる財聚則民散、財散則民聚とある如く、散利は利を上より下に散して、民を聚むるなり。是蓋し豊年及び平年の時に備荒貯蓄を爲し置き、凶年の時に之を散して民を濟ふなり。後世常平倉義倉等の法の起れるは蓋し之に基く。

第二の薄征は租税を軽減するを謂ふ、平時に十一税を徵すとすれば、凶年には之より幾分を減するを謂ふ。第三の緩刑は刑罰を寛にするなり。孟子の言に『凶歲子弟多暴』(告子篇)とある如く、凶荒の歲には知らず識らず、法禁を犯す者多し。故に刑罰を緩うするなり。第四の弛力は徭役を息むるなり。第五の舍禁は山澤林麓に時又は處に由りて漁獵伐採の禁あるを解きて民人の衣食の料を多からしむるなり。第六の去幾は關市譏せずの意、關市の幾察及び微税を廢するなり。第七の省禮は祭祀の如き吉禮を省きて財用を節するなり。第八の殺衷は葬式の如き凶禮を簡にして費を省くなり。第九の蕃樂の蕃は先儒の説に従へは當に藩と爲すべく、即ち閉止の義あり、故に蕃樂は音楽を止むるを謂ふなり。第十の多昏は、劉執中の説に従へは、婚姻は必ず六禮を用ふべき等なれども、凶荒の年は備ふ可からず、但し婚嫁は之か爲めに中止せすと義なり。第十一の索鬼神は鬼神を索めて民福を祈るとの説あり。第十二の除盜賊は凶年の時は盜賊多きか故に、特に之を除くに力を盡すを謂ふなり。

上述の荒政は凶荒に處する臨時的社會政策なるか、平時に於ける經常的社會政策に該當するは、

次に掲ぐる保息の政是なり。

「以<sub>二</sub>保息六<sub>一</sub>養<sub>三</sub>萬民<sub>二</sub>。一曰慈幼、二曰養老、三曰振窮、四曰恤貧、五曰寬疾、六曰安富」第一の慈幼及び第二の養老は、孔子か老者は之を安んじ、少者は之を懐けんとするへに一致す。禮記王制に據れば、十四歳以下は征役に從はず、又同書に五十養<sub>三</sub>於鄉<sub>二</sub>、六十養<sub>三</sub>於國<sub>二</sub>、五十異<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>十宿<sub>レ</sub>肉、七十二<sub>レ</sub>膳等の規定あり。皆慈幼養老の事なり。第三の振窮は禮記王制に「少而無<sub>レ</sub>父者謂<sub>三</sub>之孤<sub>二</sub>、老而無<sub>レ</sub>子者謂<sub>三</sub>之獨<sub>二</sub>、老而無<sub>レ</sub>妻者謂<sub>三</sub>之鰥<sub>二</sub>、老而無<sub>レ</sub>夫者謂<sub>三</sub>之寡<sub>二</sub>、此四者天氏之窮而無告者也、皆有<sub>レ</sub>常餼<sub>二</sub>」とある即ち是なり、餼は廩也、國より手當を給するを謂ふなり。第四の恤貧は劉執中の説に據れば不幸にして凶饑禍患ありて、貧窶に陥り、自存する能はざる者は、則ち卿閭以て恤て之を贍す有り、貧困を得ず、五族を黨と爲し、之をして相救はしむ、五黨を州と爲し、之をして相賙せしむ、此其一端なりと。第五の寬疾は病者を救濟し、勞役など之を減免するなり。第六の安富に就ては、鄭鏐の説に曰く富家巨室は小民の依頼して其有餘を資りて以て其不足を補ふ所なり。苟も其富厚の點を顧みて 誅求常なければ、富者は安せず、小民亦其依る所を失ふ、是れ國家の福に非ずと。此安富の説、現代社會政策主義か社會主義共產主義に反對する理由と恰も相一致す。蓋し徒らに富を繼くは不可なり、然れども富を安するは甚た必要なり。富者既に安ければ、貧者亦其救恤を受くるを得、而して慈幼養老振窮寬疾の事亦其功を遂ぐるを得るなり。(次號完結)